

<仕様書>

1 契約件名 蔦重ゆかりの地古地図デジタルスタンプラリー運営業務委託

2 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日 まで

3 目的

2025年大河ドラマにて区にゆかりのある蔦屋重三郎が選ばれ高まった関心を継続させ、レガシーとして定着させることを目的に、蔦屋重三郎にゆかりのあるスポットを巡るデジタルスタンプラリーを開催し、誘客および回遊性の向上を図る。

4 委託内容

以下の内容と基本とするが、採択された提案に基づき内容を変更することがある。

(1) スタンプラリーの実施

○イベント実施期間(予定)

令和8年10月1日(木)から12月18日(金)まで

○システム

古地図を使用したスタンプラリーとし、システムについてはスマートフォンで参加できるものを採用すること。

○スタンプラリーの対象エリア(予定)

南北は雷門通り～明治通り間、東西は国際通り～隅田川とする。

○地図上に表示させるスポット

- ・スタンプ取得スポット：ゆかりのスポット(最大10箇所程度)
- ・協力店：地域の個店、スタンプはなし、情報のみを掲載する。

委託者が指定する。

スポット及び協力店への協力依頼は委託者が行うが、スタンプラリー実施に当たって調整や連絡等対応が必要な際は受託者が実施すること。

○スポット等の紹介

システム上で、スタンプ取得スポットの解説文、協力店には紹介文を入れること。文章は委託者が提供を行うが、スタンプ取得スポットについては、より魅力的なスタンプラリーとするために受託者にて編集すること。また、各スポットのうち数か所は文章の他、動画などの視覚的にわかりやすい説明方法を取り入れるなど工夫を行うこと。組み込むコンテンツについては、受託者にて作成すること。

○スタンプの取得方法

GPS位置情報とすること。なお、二次元コードでの取得も可能な場合は併用も可とする。

○デザイン

スタンプを取得した際やスタンプの取得達成率、台帳等で取得意欲を引き出すためのデザインや視覚的演出を入れること。

○不正防止

不正獲得の対策を講じること。

○システム運用維持

実施期間中はシステムの維持管理を行い、参加者が快適に利用できるようサポート体制を構築すること。

(2) 古地図の活用について

- ・各スタンプ取得スポットにてスポット周辺の古地図を画像として表示すること。表示させる画像は受託者にて作成すること。
- ・特にゆかりの地である新吉原については、詳細な古地図を活用すること。
- ・使用する古地図は、受託者からの提案に基づき、委託者と協議の上決定する。

(3) 景品の調達

- ・システム内（スタンプラリーWebページまたはアプリ内）で景品応募ができる仕組みもしくはシステム内から別途作成の応募フォームにリンクするシステムとすること。※応募フォームは受託者で作成も可。
- ・本スタンプラリーや本区の特徴を踏まえた景品を2種以上、計10個程度、受託者が調達すること。景品に関しては、受託者が選出し、委託者と協議の上決定する。

(4) 広報・PR

- ・本スタンプラリーへの多くの観光客の参加を促進するために、広く認知してもらうための広報活動を重要な要素と位置づけ、SNSや有料広告、インフルエンサーの活用など、効果的な手段を採用すること。
- ・スタンプラリー協会のホームページに本スタンプラリーを掲載すること。なお、ランディングページは区で作成する

(5) デザイン作成

- ・種類 ①キービジュアル（イベントシステム内で使用するもの）
②チラシ・ポスター（委託者での印刷に使用予定、チラシ：A4サイズ、ポスター：A2サイズ、A4の縦横比）
③SNS等情報発信用2種（縦横比の詳細は委託者と協議の上決定）
なお、すべて基本のデザインは同一のものとする。
- ・校正：最低2回以上行うこと
- ・納品 ①システム内で使用

- ②データ加工可能な形式で納品すること
- ③JPEG等画像データで納品すること。

(6) 参加者の属性等の把握

- ・参加者の居住地、性別、年齢の属性と、本イベントにかかる台東区内での消費額を把握すること。また、「(3) 景品の調達」に記載のとおり、応募フォームを受託者で作成を行う場合は、把握・収集を行う項目については、受託者で把握・収集を行う。
- ・インターネットフォームやアプリなど電子ツールを使用し収集すること。
- ・消費額は、景品応募の際に把握すること。
- ・参加者の属性の把握は、参加者全員分を対象とすることが望ましいが、景品応募者のみを対象としても差し支えはないこととする。

5 実績報告書の提出

参加者状況、参加者の回遊分析等を記載した実績報告書を提出すること。

納 期 令和9年1月15日(金)

形式・実績報告書 Wordまたはパワーポイント形式

・参加者属性等のアンケート結果 Excel または CSV 形式

納品方法 メールに添付して提出(アドレスは別途連絡)

6 支払い

本契約の代金支払については、履行期間終了後受託者の請求をもって一括で支払うものとする。

7 ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行にあたって自動車を使用し、または使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1)ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における 総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

(3)できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写の提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。

8 道路交通法等の遵守について

本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメット

の着用に努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。

9 障害者差別解消法の遵守について

本契約の履行にあたって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

10 カラーユニバーサルデザインへの配慮について

本契約の履行にあたっては、台東区カラーユニバーサルデザインガイドラインを確認のうえ、より多くの人にとって利用しやすい配色を行うこと。また、文字についても、より多くの人にとって読みやすい大きさ及び書体(ユニバーサルデザインフォント等)を使用するよう努めること。

11 その他

この仕様書の内容について疑義が生じたとき、また仕様書に定めのない事項については、区と協議の上、決定すること。

【担当】

台東区 文化産業観光部 観光課
電 話 03-5246-1151